

定 款

(令和 7 年 6 月 26 日改正)

高千穂交易株式会社

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、高千穂交易株式会社と称し、英文では TAKACHIHO KOHEKI CO., LTD. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設・産業機械の輸出入、製作および販売
2. 電子計算機類および事務機器類の輸出入、製作および販売
3. 電子機器類および電子機器諸材料の輸出入、製作および販売
4. 医療機器の輸出入、製作および販売
5. 前各号に掲げる機器類の賃貸
6. 前各号に掲げる機器類の設置に付帯する工事の請負
7. 電気通信工事および電気工事の設計・施工
8. 各種計算の受託
9. 不動産の賃貸業務
10. その他前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告によって行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。

第6条（単元未満株主の売渡請求）

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

第7条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

第8条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第9条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。

第11条（株式取扱規則）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会において委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

第12条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合にこれを招集する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第18条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第20条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条（取締役の解任）

取締役の解任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数を有するものが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第23条（代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定

し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。

第24条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第25条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に差し支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第26条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第27条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

第28条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第29条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第30条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第31条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

第32条（社外取締役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額とする。

第33条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

第34条（監査等委員会）

当社は、監査等委員会を置く。

第35条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第36条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第37条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第38条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

第39条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第40条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て決める。

第7章 計 算

第44条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末日を決算期とする。

第45条（剰余金の配当）

当社は、株主総会決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、期末配当金という。）を支払う。

第46条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、中間配当金という。）を行うことができる。

第47条（除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。